

日本測量者連盟 約款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、日本測量者連盟（Japan Federation of Surveyors,略称「J F S」、以下「連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 連盟の事務所は、東京都におく。

(目的)

第3条 連盟は、International Federation of Surveyors（国際測量者連盟、以下「F I G」という。）に加盟する国内組織として、土地及び水域の測量、調査、評価、管理並びに地図作成に係る者の国際的な発展を期するとともに、会員相互の親和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、次の事業を行う。

- 一 F I Gの定款及び勸告、その他の活動に関連する諸問題についての研究討議
- 二 講演会等の開催
- 三 その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 連盟は、その目的に賛同する法人及び個人の会員で組織する。

(入会及び退会)

第6条 連盟に入会しようとする法人又は個人は、別に定める入会申込書により、会長あて申込むものとする。

- 2 会長は、入会申込みを受けた場合、原則としてこれを承認する。
- 3 会長は、入会を承認した法人又は個人に対して、それぞれ法人会員又は個人会員となったことを通知する。
- 4 会長は、入会を承認しなかった法人又は個人に対しては、理由を添えて通知する。
- 5 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長あて提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第8条 連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名以内
理 事	15名以内
監 事	2名以内

(名誉会長等)

第9条 連盟に、名誉会長、顧問及び参与若干名、並びに総幹事を置くことができる。

- 2 名誉会長は、連盟に顕著な功績をした元会長で、役員会で決定する。
- 3 顧問、参与及び総幹事は、会長が委嘱する。
- 4 顧問、参与及び総幹事の任期は、委嘱後1年とし、会長からの委嘱の終了の通知又は本人からの辞任の申し出が無い限り、1年ずつ延長される。
- 5 顧問は重要な事項について、参与は専門的な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 6 総幹事は、F I Gの事務局、常設事務所及び分科会等の情報を収集し、F I G及び連盟事務局との連絡調整並びに第4条第二号の講演会等の企画を行う。

(運営団体)

第9条の2 連盟の事業の執行及びそれに必要な経費の主たる部分を分担しようとする者は役員会の議決に基づき、会長の指名により運営団体となることができる。

(役員を選出及び任期)

第10条 役員は、運営団体の推薦により選出する。

- 2 会長は役員の中から役員の合議により選出する。
- 3 副会長及び監事は役員の中から会長が指名する。
- 4 役員任期は1年とし、推薦した運営団体からの変更の申し出又は本人からの辞任の申し出が無い限り、1年ずつ延長される。
- 5 前項の申し出により、任期途中で交代した役員任期は前任者の任期の満了する日までとする。

(役員会)

第11条 役員は、役員会を構成し、この約款に別に定めるもののほか、次の事項を討議する。

- 一 業務の執行及び予算に関する事項
 - 二 約款の改正に関する事項
 - 三 会費の改定及び財産の管理に関する事項
 - 四 第9条の2に関する事項
- 2 役員会は会長が招集するものとし、会長は少なくとも毎年一回、役員会を招集しなければならない。
 - 3 会長は、総幹事に役員会への出席を求めることができる。

第4章 幹事会

(幹事会)

第12条 第4条第一号の研究討議のため、連盟に幹事会を置く。幹事会の研究討議内容は、F I Gの分科会その他の活動に応じて、幹事会で決定する。

2 幹事会は、総幹事が必要と認めたときに招集する。

(幹事)

第13条 幹事会は、総幹事のほか、運営団体若しくは法人会員の推薦する者又は個人会員のうちから選任された幹事により構成する。

2 幹事は、役員会で選任し、会長が委嘱する。

3 総幹事及び幹事は、F I Gの定款の定める日本代表としてF I Gの総会、分科会又はネットワークのいずれかに対応する者として、連盟の指名を受けたものとする。

4 幹事は、必要に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。

5 幹事の任期は委嘱後1年とし、会長からの委嘱の終了の通知又は本人からの辞任の申し出が無い限り、1年ずつ延長される。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて副事務局長及び局員を置くことができる。

3 事務局長は、会長が委嘱する。

(事務局業務の委託)

第15条 連盟は事務局業務を運営団体の一に委託することができる。その場合、事務局長は受託した運営団体が指名し、会長が委嘱する。

第6章 雑則

(細則)

第16条 この約款に定めるもののほか、連盟の運営に関して必要な事項は、細則で別に定めることができる。

付 則

1 この約款は、昭和50年4月7日から適用する。

2 昭和51年1月1日一部改訂（部門・分科会の名称、顧問加入）。

3 昭和53年1月30日一部改訂（入会及び退会加入）。

4 昭和55年10月8日一部改訂（部門、分科会の内容、役員数）。

5 昭和63年3月9日全面改訂。

6 平成12年7月12日一部改訂（名誉会長・総幹事加入、部門削除）。

7 平成17年7月30日一部改訂（分科会加入）。

8 平成27年7月28日一部改訂（分科会加入）。

付 則（令和2年7月28日）

この約款の改正時において、事前に退任の申し出があったものを除き、その任にあった役員、名誉会長等、分科会の委員長等あるいは置かれていた分科会は、改正後の約款の定めによりそれぞれ選出、決定、委嘱あるいは置かれたものとみなす。

付 則（令和5年7月28日）

第1条 この約款の改正時において、事前に退任の申し出があったものを除き、その任にあった役員は、改正後の約款の定めによりそれぞれ選出されたものとみなす。

第2条 この約款の改正時において、運営団体は次の4者とする。

- 一 一般財団法人 全国建設研修センター
- 二 一般財団法人 測量専門教育センター
- 三 公益社団法人 日本測量協会
- 四 日本土地家屋調査士会連合会